

阿賀野市犯罪被害者等支援条例施行規則をここに公布する。

令和4年6月29日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市規則第27号

阿賀野市犯罪被害者等支援条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）及び阿賀野市犯罪被害者等支援条例（令和4年条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた、刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病により、療養に要する期間が1か月以上、かつ、通算3日以上入院（精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない）と、医師に診断されたものをいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪行為による死亡又は重傷病を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者又はその遺族をいう。
- (5) 犯罪被害者等見舞金 遺族見舞金及び重傷病見舞金をいう。

(見舞金の種類、支給額及び支給対象者)

第3条 条例第8条の規定による見舞金の支給額及び支給対象者は、次の各号に定めるところとする。

(1) 遺族見舞金

ア 支給額 30万円

イ 支給対象者 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族（第5条の規定による第1順位の遺族（当該犯罪行為が行われたときにおいて新潟県内に住所を有し、かつ、第7条第1項

の規定による申請時において、市内に住所を有する者に限る。)をいう。)

(2) 重傷病見舞金

ア 支給額 10万円

イ 支給対象者 犯罪行為により重傷病を負った者（当該犯罪行為が行われたときにおいて新潟県内に住所を有し、かつ、第7条第2項の規定による申請時において、市内に住所を有する者に限る。）

2 前項各号の見舞金の対象となる犯罪行為については、警察に被害が認知されており、かつ、当該認知の事実が警察等の関係機関への照会等により市長が確認できることを要件とする。

3 第1項各号に定める見舞金について、支給対象者が、やむを得ない理由により住民登録をせずに市内に居住している場合は、居住していることが客観的に確認できる書類の提出により「市内に住所を有している者」とみなすことができる。

(支給の調整)

第4条 重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪行為による重傷病により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族に対して支給する遺族見舞金の額は、すでに支給した重傷病見舞金の額を減じて得た額とする。

2 他の地方公共団体において重傷病見舞金と同種の見舞金等の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪被害により死亡した場合は、前項と同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給対象者は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持家族」という。）

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡当時、胎児であった子がその後出生した場合において、前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは同項第2号の子とし、その他のときにあつては、同項第3号の子とみなす。

- 3 遺族見舞金の支給対象者となる遺族の順位は、第1項各号に掲げる順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。
- 4 第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金を申請することができないものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としないものとする。

(支給の制限)

第6条 市長は、次の各号に掲げる場合は、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、他の地方公共団体から当該見舞金と同種の支給を受けているとき。
- (2) 当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があつたとき。ただし、特段の理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為による死亡又は重傷病につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。
- (4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であつたとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき。

(支給の申請)

第7条 遺族見舞金の支給の申請を行う者は、阿賀野市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（第1号様式）及び犯罪被害申告書（遺族見舞金）（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、特定の事実について公簿等で確認できるときは、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 申請を行う者が、当該死亡の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、新潟県内に住所を有していた又は居住していた者であることを証明する書類（住民票、戸籍の附票等）
- (2) 申請を行う者が、申請時において、市内に住所を有することを証明する書類（住民票、戸籍の附票等）
- (3) 申請を行う者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 申請を行う者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- (5) 申請を行う者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
- (6) 申請を行う者が生計維持遺族であり、第1順位遺族を決定するのに必要があるときは、当該死亡の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票等）
- (7) 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、阿賀野市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（第3号様式）
- (8) その他、市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給の申請を行う者は、阿賀野市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書（第4号様式）及び犯罪被害申告書（重傷病見舞金）（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書（犯罪行為により負傷し又は疾病にかかった日、療養期間、入院日数、病名を明記したものである。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であったことを明記したものとする。）
- (2) 申請を行う者が、当該重傷病の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、新潟県内に住所を有していた又は居住していた者であることを証

明する書類（住民票、戸籍の附票等）

(3) 申請を行う者が、申請時において、市内に住所を有することを証明する書類（住民票、戸籍の附票等）

(4) その他、市長が必要と認める書類

3 第1項又は第2項の申請を行う者がやむを得ない理由により当該見舞金の申請手続きができない場合は、当該申請者に代わって親族等が申請手続きをすることができる。

（支給の申請期限）

第8条 前条の規定による申請は、犯罪行為が発生した日から1年を経過したときは行うことができない。

2 重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族が遺族見舞金の支給を受ける場合にあっては、死亡した日から1年を経過した後に支給を受けることはできない。

3 前2項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体を自由に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により前項に規定する期間を経過する前に、前条の規定による申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6か月以内に限り、前条の申請をすることができる。

（支給の決定等）

第9条 市長は、第7条の規定による申請があった場合は審査を行った後、見舞金を支給する旨又は支給しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに、阿賀野市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（第6号様式）又は阿賀野市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書（第7号様式）により、申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する見舞金の審査に際し、申請を行った者等から当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合、市長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、見舞金の支給決定後においても適用することができる。

（見舞金の請求）

第10条 前条の規定により見舞金の支給決定通知を受けた者は、阿賀野市犯罪被害者等見舞金支給請求書（第8号様式）により、市長に当該見舞金の支給を請求するものとする。

（支給決定の取消し）

第11条 市長は、当該見舞金の支給決定後、次のいずれかに該当した場合は、

第9条第1項の規定による決定を取り消すことができる。

(1) 第6条各号のいずれかに該当していると判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。

2 前項の規定により取消しを行った場合は、市長は、阿賀野市犯罪被害者等見舞金支給取消通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

（見舞金の返還）

第12条 見舞金の支給を受けた者が、前条の規定により見舞金の支給決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該見舞金を返還しなければならない。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年6月22日から適用する。

阿賀野市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書

年 月 日

阿賀野市長 様

申請者（支給対象者）住所（申請時）

住所（犯罪行為発生時） 申請時に同じ

フリガナ
氏 名

生年月日 年 月 日生

連絡先 ー ー

遺族見舞金の支給を受けたいので、下記のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

1 亡くなる原因となった犯罪行為の内容

犯罪被害申告書（遺族見舞金）（第2号様式）

<加害者> 不明

住所：

フリガナ
氏名： （被害者との関係）

2 犯罪被害者と申請者の続柄・生計維持関係

配偶者 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹

※配偶者以外の場合のみ～生計維持関係 あり なし

3 見舞金を支給しない場合に関する確認事項

はい いいえ

- 他の地方公共団体から本遺族見舞金と同種の見舞金を受給していません。（他の第1順位遺族を含む。）
- 当該死亡の原因となった犯罪行為が行われたとき、犯罪被害者と加害者、又は、第1順位遺族と加害者は、親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）にありません。
- 当該犯罪行為において、犯罪被害者又は第1順位遺族の責めに帰すべき行為（犯罪行為を誘発したなど）はありません。
- 犯罪被害者又は第1順位遺族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者ではありません。

4 当該犯罪行為による重傷病見舞金（同種の見舞金を含む）受給の有無

なし あり 受給した地方自治体名（ 県 市・町・村）
受給額（ 円）

5 見舞金の返還

見舞金の支給後に、阿賀野市犯罪被害者等支援条例施行規則第 11 条第 1 項（支給決定の取消し）の規定に該当することが判明した場合、同規則第 12 条の規定に基づき、支給を受けた見舞金を速やかに返還いたします。

同意します

6 申請手続を行う者（※申請者がやむを得ない理由により申請手続ができず、申請者に代わって手続をする場合のみ記載してください。）

（やむを得ない理由）

（申請手続を行う者）住 所

氏 名

（署名）

生年月日

年

月

日生

連絡先

—

—

申請者との関係

上記申請内容に間違いありません。

申請者（支給対象者） 氏名

（署名）

添付書類

- 申請を行う者が、当該死亡の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、新潟県内に住所を有していた又は居住していた者であることを証明する書類（住民票、戸籍の附票等）
- 申請を行う者が、申請時において、市内に住所を有することを証明する書類（住民票、戸籍の附票等）
- 申請を行う者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- 申請を行う者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- 申請を行う者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第 1 順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
- 申請を行う者が生計維持遺族であり、第 1 順位遺族を決定する際に必要があるときは、当該死亡の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票等）
- 遺族見舞金の給付を受けるべき遺族が 2 人以上あるときは、阿賀野市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定通知申出書（第 3 号様式）
- その他、市長が必要と認める書類

注 1 のある欄は、該当する項目のレ印を付してください。

2 申請者に代わって手続を行う者は、上記書類のほか、申請者との関係を示す書類を提示してください。

第2号様式（第7条関係）

犯 罪 被 害 申 告 書（遺族見舞金）

1 犯罪被害者（犯罪行為が発生した当時）

住 所：

職 業（勤務先）：

氏 名：

生年月日： 年 月 日生（ 歳）

2 犯罪被害者が亡くなる原因となった犯罪行為の内容

罪名（不明の場合は記載不要）：

日 時： 年 月 日 時 分

場 所：

受けた犯罪行為の内容（警察に届け出た内容等）

[]

3 事件捜査担当警察署等

都道府県

警察署・高速道路交通警察隊

4 情報提供同意

見舞金の支給に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、阿賀野市が調査することに同意します。

申告日（申請日） 年 月 日

申告者（申請者）住 所

氏 名

（署名）

阿賀野市長 様

代表者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄（ ）
連絡先 — —

阿賀野市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書

私は、遺族見舞金の支給対象者である第1順位遺族を代表し、遺族見舞金を受給する者に指定されたことを申出します。

なお、下記第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決いたします。

記

私は、上記代表者が遺族見舞金を受給することに同意します。			
上記代表者以外の 第1順位遺族 (署名)	犯罪被害者 との続柄	住 所	連 絡 先

第1順位遺族である者のうち、上記欄に署名等ができない者の理由等（未成年者若しくは所在不明等）については、下記のとおり申出します。

第1順位遺族氏名	犯罪被害者 との続柄	署名できない理由

阿賀野市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書

年 月 日

阿賀野市長 様

申請者（支給対象者）住 所

フリガナ
氏 名
生年月日 年 月 日生
連絡先 — —

重傷病見舞金の支給を受けたいので、下記のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

1 犯罪被害の原因となった犯罪行為の内容

犯罪被害申告書（重傷病見舞金用）（第5号様式）

<加害者> 不明

住所：

フリガナ
氏名： （被害者との関係）

2 見舞金を支給しない場合に関する確認事項

はい いいえ

- 他の地方公共団体から本重傷病見舞金と同種の見舞金を受給していません。
- 当該重傷病の原因となった犯罪行為が行われたとき、犯罪被害者と加害者は、親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）にありません。
- 当該犯罪行為において、犯罪被害者の責めに帰すべき行為（犯罪行為を誘発したなど）はありません。
- 犯罪被害者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者ではありません。

3 見舞金の返還

見舞金の支給後に、阿賀野市犯罪被害者等支援条例施行規則第11条第1項（支給の決定の取消し）の規定に該当することが判明した場合、同規則第12条の規定に基づき、支給を受けた見舞金を速やかに返還いたします。

同意します

- 4 申請手続を行う者（※申請者がやむを得ない理由により申請手続ができず、申請者に代わって手続をする場合のみ記載してください。）

（やむを得ない理由）

（申請手続を行う者）住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生
連 絡 先 — —
氏 名 （署名）
申請者との関係

上記申請内容に間違いありません。

申請者（犯罪被害者） 氏名 （署名）

添付書類

- 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書
診断書は、犯罪行為により負傷し又は疾病にかかった日、療養期間、入院日数、病名を明記したもの。
ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であったことを明記したもの。
- 申請を行う者が、当該重傷病の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、新潟県内に住所を有していた又は居住していた者であることを証明する書類（住民票、戸籍の附票等）
- 申請を行う者が、申請時において、市内に住所を有することを証明する書類（住民票、戸籍の附票等）
- その他、市長が必要と認める書類

注1 のある欄は、該当する項目 \square のレ印を付してください。

2 申請者に代わって手続を行う者は、上記書類のほか、申請者との関係を示す書類を提示してください。

犯 罪 被 害 申 告 書（重傷病見舞金）

1 犯罪被害者（犯罪行為が発生した当時）

住 所：

氏 名：

生年月日： 年 月 日生（ 歳）

2 犯罪被害者が重傷病を負う原因となった犯罪行為の内容

罪名（不明の場合は記載不要）：

日 時： 年 月 日 時 分

場 所：

受けた犯罪行為の内容（警察に届け出た内容等）

[]

3 事件捜査担当警察署等

都道府県

警察署・高速道路交通警察隊

4 情報提供同意

見舞金の支給に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、阿賀野市が調査することに同意します。

申告日（申請日） 年 月 日

申告者（申請者）住 所

氏 名

（署名）

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長

阿賀野市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった阿賀野市犯罪被害者等見舞金について、下記のとおり支給することを決定したので通知します。

記

1 見舞金の種類

2 見舞金の額

円

※ 見舞金の支給後に、次のいずれかに該当した場合は、見舞金の全部又は一部の返還を求め
ることがあります。
(1) 阿賀野市犯罪被害者等支援条例施行規則第6条各号のいずれかに該当していると
判明したとき
(2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき
※ 市長が見舞金の返還を求めたときは、市町村長が定める日までに見舞金を返還しなければ
なりません。

第7号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長

阿賀野市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった阿賀野市犯罪被害者等見舞金について、下記の理由により、支給しないことに決定したので通知します。

記

理由

阿賀野市長 様

受給決定者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄（ ）
電 話

阿賀野市犯罪被害者等見舞金支給請求書

年 月 日付け 第 号で決定通知がありました阿賀野市犯罪被害者等見舞金支給について、下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額	円	
見 舞 金 の 種 類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 重傷病見舞金	
振 込 口 座	フリガナ	
	<input type="checkbox"/> 座名義人	
	金融機関名	
	支店名	
	種 別	
	口座番号	

※ 該当する□の枠にチェックしてください。

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長

阿賀野市犯罪被害者等見舞金支給取消通知書

年 月 日付けで支給決定通知した阿賀野市犯罪被害者等見舞金について、阿賀野市犯罪被害者等支援条例施行規則第11条第1項の規定に基づき、犯罪被害者等見舞金の支給を取消したので、下記のとおり通知します。

記

1 取消対象者氏名

2 取消対象支給額 金 円

3 取消事由

(1) 規則第11条第1項第1号に該当したため（規則第6条第 号に該当）

(2) 規則第11条第1項第2号に該当したため

4 備考